

学生募集要項2027 高松

社会福祉学科 通信課程

一般養成課程
(1年6カ月コース)
通常の養成課程

一般養成課程
(1年コース)
精神保健福祉士
養成課程修了者

短期養成課程
(9カ月コース)
社会福祉主事
養成機関修了者

教育訓練給付制度対象講座

専門実践教育訓練給付金
(学費の最大80%を支給)の
利用ができます。



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校



最新情報は
こちら

厚生労働大臣指定 社会福祉士一般養成施設
厚生労働大臣指定 社会福祉士短期養成施設

目 次

●社会福祉学科からのメッセージ・進学説明会・出願前事前審査	1
●出願資格	2
●募集概要	4
●選考方法 2027年度入学選考小論文課題	4
●教育訓練給付制度	6
●出願手続・入学手続・学習開始	7
●出願書類一覧	8
●学習内容	9
●指定施設における相談援助業務の範囲	11
●実務経験証明書記入例	21
●入学願書等記入例	22

出願書類

(1)入学願書 一般養成課程（1年6ヵ月）	23
(2)入学願書 一般養成課程（1年）	25
(3)入学願書 短期養成課程	27
(4)実務経験証明書（申告） 見込み	29
(5)実務経験証明書（申告）	31
(6)実務経験証明書（個票）	33
(7)実習指導科目・実習科目履修証明書	35
(8)ソーシャルワーク実習希望調査書	37
(9)指定科目履修証明書（平成21年3月まで）	39
(10)指定科目履修証明書（平成21年4月から平成24年3月まで）	41
(11)指定科目履修証明書（平成24年4月1日以降）	43
(12)指定科目履修証明書（令和 3 年4月1日以降）	45
(13)基礎科目履修証明書（平成21年4月1日以降）	47
(14)基礎科目履修証明書（令和 3 年4月1日以降）	49
(15)小論文原稿用紙	51
(16)入学願書受付通知・入学手続完了通知	53
(17)入学願書送付用封筒	

個人情報取扱いについて

進学説明会、出願前事前審査、または出願・入学手続きなどで皆様に記入いただきました個人情報に関する情報は次のこと以外では使用いたしません。

- ①本人または勤務先等への事務連絡 ②出身校または在籍校への事務連絡
- ③本人が手続きをした関係機関への情報提供 ④個人を特定できない統計的集計

社会福祉学科からのメッセージ

入学者に求める人物像

- ① 穴吹学園の教育理念である「地域社会に貢献する」を理解し、主体性を持って多様な人間と協働し、学び続ける意欲がある人
- ② 社会福祉を学ぶための基礎的な学力を身につけている人
- ③ 協調性、主体性、素直に聞く態度、目標を達成しようとする態度を身につけている人
- ④ 社会福祉士国家試験を受験し、社会に貢献する展望がある人

教育方針

- ① 専門的な価値、知識、技術の修得を図るため実践的なカリキュラムを構成する
- ② ソーシャルワークを普遍化し体系化を図れるカリキュラムを構成する
- ③ 社会福祉士としての責任や権利擁護、社会正義、多様性の尊重について学べる場を提供する

目指す人材像

- ① 地域社会・国際社会に貢献できる社会福祉士としての専門性を身につけている
- ② ソーシャルワークに係る価値、知識、技術について、実践的に習得するとともに、普遍化し体系的に図ることができる能力を身につけている
- ③ クライアントに寄り添い温かく接する心、クライアントを尊重する視点、クライアントを含めた多職種と協働する力を身につけている

進学説明会（実習該当者は必須）※予約不要

学習内容（レポート・スクーリング・実習）等について詳しく説明し、ご質問にもお答えしますので進学説明会にご参加ください。

Webex（ビデオ会議システム）による進学説明会と当校での対面による進学説明会を同時開催しています。Webexでの参加希望の方は、Webexに事前に接続できることを確認してください。

実習該当者の方が出願するにあたっては、今年度実施分の進学説明会に対面で参加することが必須となります。

	日程	進学説明会		日程	進学説明会
第1回目	2026年8月30日(日)	9:30～10:30	第5回目	2027年1月17日(日)	9:30～10:30
第2回目	2026年9月27日(日)	9:30～10:30	第6回目	2027年2月7日(日)	9:30～10:30
第3回目	2026年10月18日(日)	9:30～10:30	※最新のスケジュールは当学科ホームページをご確認ください。		
第4回目	2026年11月29日(日)	9:30～10:30			

最新情報はコチラ



出願前事前審査（実習該当者のみ必須）※要予約

実習該当者は進学説明会に続いて、実習説明会を行います。その後、実習の受け入れが可能か否かについて事前に判断するため、当校にて30分程度の対面での面談をしますので、**3日前までに電話で予約**してください。

実習該当者の方が出願するにあたっては、今年度実施分の出願前事前審査に出席することが必須となります。

TEL 087-873-2455

受付時間 平日 8:30～16:30

出願前事前審査スケジュール（予定）	
10:30～11:00	実習の概要の説明・質疑応答
11:00～16:00	実習受入相談

出願資格

本校通信課程の入学資格は、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」に定める次のいずれかに該当する者

一般養成課程(1年6ヵ月)

- (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で掲げる者。
- (2) 学校教育法に基づく3年制の短期大学・専修学校等を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で掲げる者であって、かつ指定施設において1年以上の相談援助の業務に従事した者。
- (3) 学校教育法に基づく2年制の短期大学・専修学校等を卒業した者又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で掲げる者であって、かつ指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (4) 指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者。

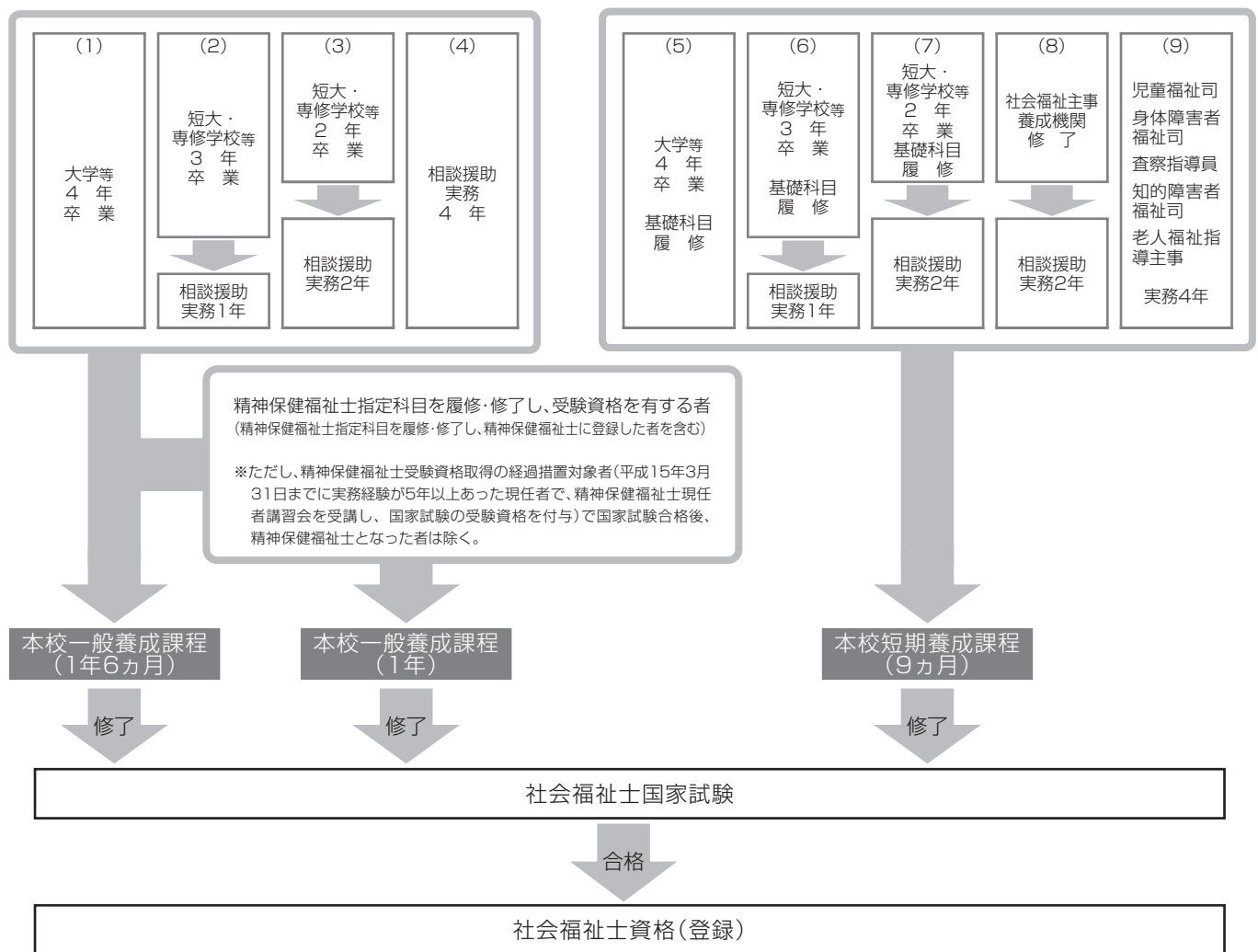
一般養成課程(1年)

基本条件として、一般養成課程(1年6ヵ月)の入学資格と同一の要件を満たしている者であって、かつ精神保健福祉士指定科目を履修・修了し、受験資格を有する者。

※ただし、精神保健福祉士受験資格取得の経過措置対象者(平成15年3月31日までに実務経験が5年以上あった現任者で、精神保健福祉士現任者講習会を受講し、国家試験の受験資格を付与)で国家試験合格後、精神保健福祉士となった者は除く。

短期養成課程

- (5) 学校教育法に基づく大学において法第7条第2号に規定する基礎科目を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条第2号各号に掲げる者。
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る)において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第1条第5項各号に掲げる者であって、法第7条第4号に規定する指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者。
- (7) 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者または施行規則第1条第8項各号に掲げる者であって、法第7条第4号に規定する指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (8) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した者。
- (9) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上である者。



(1)(2)(3)…学部・学科は問いません。

(1)…博士・修士・高度専門士の学位を含む。

基礎科目(平成21年4月1日以降)

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2. 社会調査の基礎
3. 相談援助の基盤と専門職
4. 福祉行財政と福祉計画
5. 福祉サービスの組織と経営
6. 社会保障
7. 高齢者に対する支援と介護保険制度
8. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
9. 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
10. 低所得者に対する支援と生活保護制度
11. 保健医療サービス
12. 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

基礎科目(平成3年4月1日以降)

1. 医学概論
2. 心理学と心理的支援
3. 社会学と社会システム
4. 社会福祉調査の基礎
5. ソーシャルワークの基盤と専門職
6. ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)
7. 福祉サービスの組織と経営
8. 社会保障
9. 高齢者福祉
10. 障害者福祉
11. 児童・家庭福祉
12. 貧困に対する支援
13. 保健医療と福祉
14. 権利擁護を支える法制度
15. 刑事司法と福祉

相談援助業務の実務年数については、**2027年3月31日現在**でその要件を満たしていることが必要です。
ただし、(2)(3)(6)(7)(8)の者は卒業後の実務年数となります。

(8)…社会福祉主事養成機関は社会福祉振興・試験センターのホームページで確認することができます。

募集学科

学科・課程	修業期間	定員
社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年6ヵ月コース)	1年6ヵ月 (4月1日～翌年9月30日)	100名
社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年コース)	1年 (4月1日～翌年3月31日)	20名
社会福祉学科通信課程 短期養成課程	9ヵ月 (4月1日～12月31日)	60名

※一般養成課程(1年6ヵ月)は、第2希望として本校精神保健福祉学科通信課程一般養成課程を選択することができます。

※短期養成課程は第2希望として本校社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年6ヵ月)を選択することができます。

※精神保健福祉学科と同時に受講することはできません。

対象地域

日本全国 ※実習施設は原則として四国4県および岡山県となります。

願書受付

●郵送の場合【簡易書留】

入学検定料として5,000円分の郵便為替(受取人無記入)と必要書類を同封

●持参の場合

入学検定料5,000円(現金)と必要書類を用意

月曜日から金曜日の9時から16時30分まで受け付けます。

※実習該当者は出願前に進学説明会への参加および事前審査に出席することが必要です。

募集期間	受付期間
第1次募集期間	2026年 9月 1日～2026年 9月30日(13:00必着)
第2次募集期間	2026年10月 1日～2026年10月30日(13:00必着)
第3次募集期間	2026年11月 1日～2026年12月 4日(13:00必着)
第4次募集期間	2027年 1月 4日～2027年 1月29日(13:00必着)
第5次募集期間	2027年 2月 1日～2027年 3月 5日(13:00必着)

最新情報はコチラ



※選考は募集状況によっては締切を待たず、順次行う場合があります。最新の募集状況はホームページを確認してください。

※定員に達した場合、願書受付を締め切り、以降の募集期間は設けません。詳細は当学科ホームページを確認してください。

選考方法

書類審査および小論文によって選考します。

2027年度 入学選考小論文課題

「社会福祉士をめざす動機及び援助対象者や地域にどのように関わっていききたいか」

についてを750字以上800字以内で論述してください。

小論文の記述は黒のボールペンで、指定原稿用紙に自筆で記述してください。

パソコン、ワープロまたはコピーでの提出は認めません。

訂正が必要な場合は修正インクやテープは使用せず、訂正部分に二重線を引き、さらに訂正印を押印してください。

合否通知

合否通知は募集締切後3週間程度で通知します。

お問い合わせには一切お答えできませんので、予めご了承ください。

学費(学生納付金)

学費の納入は合格通知に記載する期日とし、一括納入になります。
2027年3月31日までに入学辞退した場合、入学検定料・入学金を除く納入金を返還します。

入学金

社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年6ヵ月コース)	50,000円
社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年コース)	
社会福祉学科通信課程	短期養成課程	

入学優遇制度(入学金が全額または半額免除)

下記のいずれかに該当する場合、条件に応じて入学手続き時に以下の通り免除します。

対象	免除内容
入学者本人又は親族が穴吹カレッジグループの在校生・卒業生(通信課程を含む)	二親等以内：5万円免除
	四親等以内：2.5万円免除
入学者本人が本校の社会福祉学科・精神保健福祉学科指定の実習施設等に勤務している方	5万円免除

※入学優遇制度は併用できません。

※在学証明書または卒業証明書を添付(本校精神保健福祉学科通信課程を除く)。

授業料

社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年6ヵ月コース)	320,000円
社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年コース)	280,000円
社会福祉学科通信課程	短期養成課程	240,000円

実習費

社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年6ヵ月コース)	100,000円
社会福祉学科通信課程	一般養成課程(1年コース)	
社会福祉学科通信課程	短期養成課程	

※実習免除者は実習費が免除されます。

実習の一部免除者は実習費から20,000円が免除されます。

指定テキスト

テキスト代は別途必要となります。

中央法規出版『最新 社会福祉士養成講座 精神保健福祉士養成講座』と『最新 社会福祉士養成講座』を使用します。
ただし、課程・コースにより使用テキストは異なります。

教育訓練給付制度

雇用保険法の教育訓練給付の対象となる方であれば、定められた修業期間での受講修了後、一定の条件を満たした方に、受講料の一部がハローワークより支給されます。

受給資格の有無については学校では判断できませんので必要に応じてハローワークに事前に照会してください。

一般教育訓練給付

社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年6ヵ月・実習あり)・社会福祉学科通信課程短期養成課程は一般教育訓練給付の対象講座となります。

本講座に関しては、入学前手続きはありません。

給付額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

給付を受けることができる方

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始前までに3年以上(※)経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。
※平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合はこの取扱いは適用されません。

出典：厚生労働省ホームページ

専門実践教育訓練給付

社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年・実習免除)(1年6ヵ月・実習免除)は専門実践教育訓練給付の対象講座となります。ただし、対象者は実習免除者に限ります。

専門実践教育訓練給付金を受けようと思われる方は、受講開始(4/1)の2週間前までにハローワークに行き、受給資格確認申請を行わなければなりません。

専門実践教育訓練について

平成26年10月1日から、「教育訓練給付金」の給付内容が拡充されました。新しい制度では、中長期的なキャリアアップを支援するために、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)を受講した場合に、給付金の給付割合の引き上げや追加支給があります。

給付額

受給者が支払った教育訓練経費のうち、50%を支給(年間上限40万円)。更に、受講修了日から一年以内に資格取得等し、被保険者として雇用された又は雇用されている等の場合には20%を追加支給(合計70%、年間上限56万円)。受給期間は原則2年(資格の取得につながる場合は最大3年)。

給付を受けることができる方

初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。

平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者を有している方。

平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受給した場合、前回の受講開始日から次の専門実践教育訓練の受講開始日前までの間に3年以上雇用保険被保険者期間を有している方(この場合、当該専門実践教育訓練の受講開始日前までに、前回の教育訓練給付金の受給から3年以上経過していない場合は、対象となりません)。

出典：厚生労働省ホームページ

当学科の指定講座番号と受講期間は以下のとおりです。

講 座 名	指定講座番号	受講期間
社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年6ヵ月・実習免除)	3710011-2510011-7	4月1日～翌年9月30日
社会福祉学科通信課程一般養成課程(1年・実習免除)	3710011-2310031-2	4月1日～翌年3月31日

※講座名及び指定講座番号は変更になることがあります。

出願手続・入学手続・学習開始

出願手続

※実習該当者は進学説明会と出願前事前審査へ出席の上での出願となります。

①出願書類作成	入学資格によって提出書類が異なるため、「出願書類一覧」(P8)を参照してください。
②入学検定料	入学検定料は郵便局で5,000円の「普通為替証書」を購入し、受取人無記名で入学願書等と一緒に郵送してください。入学願書持参の場合は、現金でも可能です。
③出願書類提出	入学願書等は本校通信課程入学事務局へ簡易書留で指定の期日までに郵送あるいは直接入学事務局まで提出してください。 書類が確認出来次第、「入学願書受付通知」を返送します。 ※書類が不足している場合は受付できませんので、郵送前に必ず確認をしてください。
④入学者選考	出願書類等を総合的に評価し、選考します。 ※小論文及び入学願書等の書類、入学検定料は一切返還しません。
⑤合否通知	合否の通知は募集締切後3週間程度で郵送により、出願者全員に通知します。 ※合否の問い合わせには一切応じられません。 ※入学辞退を希望する場合は、入学辞退届を提出して下さい。

入学手続

⑥入学手続書類の送付	合格者には「入学案内」等を郵送します。
⑦学費の納付	学費は指定期日までに振り込んでください。
⑧入学手続完了の通知	学費納入が確認出来次第、「入学手続完了通知」を返送します。 ※指定期日までに学費納入手続きが完了しない場合には入学辞退とみなし、入学を取り消す場合がありますのでご注意ください。 ※2027年3月31日までに入学辞退した場合、入学検定料・入学金を除く納入金を返還します。
⑨「学習の手引き」の送付	「学習の手引き」等は本校通信課程入学事務局より3月末に発送します。 テキストは本校より郵送する「テキスト申込用紙」によって申し込むことができます。代金は別途必要となります。

学習開始（入学日）

⑩学習開始日	学習開始日は2027年4月1日となります。 レポート、スクーリング、実習(該当者のみ)の3種類の学習について、「学習の手引き」に沿って進めて下さい。
--------	---

出願書類一覧

出願資格によって必要書類が異なります。

(○:必要、△:該当者のみ、×:不要)

なお、入学優遇制度を利用する場合は、P5に記載の書類が別途必要です。

一般養成課程(1年6ヵ月コース・1年コース)

	(1) 大学等 4年卒業	(2) 短大・ 専修学校等 3年卒業 ↓ 相談援助 実務1年	(3) 短大・ 専修学校等 2年卒業 ↓ 相談援助 実務2年	(4) 相談援助 実務4年
1 入学検定料(普通為替5,000円分)※無記名	○	○	○	○
2 入学願書	○	○	○	○
3 卒業(見込)証明書(大学等) (注1)	○	○	○	×
4 指定科目履修証明書 (注2)	△	△	△	△
5 卒業(見込)証明書(精神保健福祉士養成校)(注1)(注3)	△	△	△	△
6 実務経験証明書(申告) 見込み	△	△	△	△
7 実務経験証明書(申告)	△	○	○	○
8 実務経験証明書(個票)	△	○	○	○
9 実習履修証明書	△	×	×	×
10 実習希望調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	×
11 小論文	○	○	○	○
12 入学願書受付通知・入学手続き完了通知※切手要	○	○	○	○
13 戸籍抄本(証明書と願書等の姓名が異なる場合)	△	△	△	△

短期養成課程

	(5) 大学等 4年卒業 基礎科目履修	(6) 短大・ 専修学校等 3年卒業 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務1年	(7) 短大・ 専修学校等 2年卒業 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務2年	(8) 社会福祉主事 養成機関 修了 ↓ 相談援助 実務2年	(9) ・児童福祉司 ・身体障害者 福祉司 ・査察指導員 ・知的障害者 福祉司 ・老人福祉指 導主事 実務4年
1 入学検定料(普通為替5,000円分)※無記名	○	○	○	○	○
2 入学願書	○	○	○	○	○
3 卒業(見込)証明書(大学等) (注1)	○	○	○	○	×
4 基礎科目履修証明書	○	○	○	×	×
5 実務経験証明書(申告) 見込み	△	△	△	△	△
6 実務経験証明書(申告)	△	○	○	○	○
7 実務経験証明書(個票)	△	○	○	○	○
8 実習希望調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	×	×
9 小論文	○	○	○	○	○
10 入学願書受付通知・入学手続き完了通知※切手要	○	○	○	○	○
11 戸籍抄本(証明書と願書等の姓名が異なる場合)	△	△	△	△	△

注1: 卒業証書(写)ではなく、卒業証明書(原本)を提出してください。

注2: 一般養成課程(1年)入学希望の方で大学・短大等において精神保健福祉士受験資格を取得された方は、指定科目履修証明書が必要となります。

注3: 一般養成課程(1年)入学希望の方で精神保健福祉士養成校を卒業されて精神保健福祉士受験資格を取得された方は、卒業証明書が必要となります。

※入学申込時の提出書類が事実と異なる場合は、国家試験の受験資格が得られないことや、入学を取り消すことがありますので十分にご注意ください。

※一度提出された書類は合否にかかわらず、一切返却しませんのでご了承ください。

インターネットの利用

当学科からの連絡・周知事項（スクーリングの案内・資料配布等）はインターネット（学生ポータルサイト）を利用しています。スクーリングは原則対面授業で行います。ただし、オリエンテーションはWebexを利用して行う予定です。当学科に入学される方は、インターネット環境を事前に整備してください。

学習内容

本校通信課程の学習内容はレポート、スクーリング、ソーシャルワーク実習（該当者のみ）の3種類になります。

レポート

月に2課題程度のレポートを作成します。科目ごとにパソコン又は手書きにて、1100字以上、1200字程度までで作成することになります。

レポートは郵送で提出します。郵送物は「第4種郵便物」としての取り扱いが認められているため、100gまでは15円となります。再判定の場合は、1課題につき5,000円の再判定料が必要です。

一般養成課程（1年6ヵ月コース）

科目名	レポート回数	科目名	レポート回数	科目名	レポート回数
医学概論	1	ソーシャルワークの理論と方法	2	児童・家庭福祉	1
心理学と心理的支援	1	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	貧困に対する支援	1
社会学と社会システム	1	地域福祉と包括的支援体制	2	保健医療と福祉	1
社会福祉の原理と政策	2	福祉サービスの組織と経営	1	権利擁護を支える法制度	1
社会福祉調査の基礎	1	社会保障	2	刑事司法と福祉	1
ソーシャルワークの基盤と専門職	1	高齢者福祉	1	ソーシャルワーク演習	1
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1	障害者福祉	1	ソーシャルワーク演習（専門）	4

一般養成課程（1年コース）

科目名	レポート回数	科目名	レポート回数	科目名	レポート回数
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	1	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2	福祉サービスの組織と経営	1
高齢者福祉	1	児童・家庭福祉	1	貧困に対する支援	1
保健医療と福祉	1	ソーシャルワーク演習（専門）	4		

短期養成課程

科目名	レポート回数	科目名	レポート回数	科目名	レポート回数
社会福祉の原理と政策	2	ソーシャルワークの理論と方法	2	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	2
地域福祉と包括的支援体制	2	ソーシャルワーク演習（専門）	4		

スクーリング（予定）

全日数・全時間の出席が必要です。また原則対面授業で行います。

時間帯は9時から17時15分（標準）です。

スクーリングを欠席・遅刻・早退した場合は補講を受け、補講料（半日10,000円、一日20,000円）の納付が必要です。

一般養成課程（1年6ヵ月コース）

Webexによるオリエンテーション（全員対象）：2027年4月11日（日）

ソーシャルワーク演習（全員必修）

第1回目	2027年7月17日（土）・18日（日）・19日（祝）
第2回目	2027年12月4日（土）・5日（日）
第3回目	2028年6月24日（土）・25日（日）

ソーシャルワーク実習指導（該当者のみ）

第1回目	2027年4月17日（土）・18日（日）
第2回目	2027年11月14日（日）
第3回目	2028年2月27日（日）

一般養成課程（1年コース）

Webexによるオリエンテーション（全員対象）：2027年4月11日（日）

ソーシャルワーク演習（全員必修）

第1回目	2027年5月15日（土）・16日（日）
第2回目	2027年7月31日（土）・8月1日（日）
第3回目	2027年10月23日（土）・24日（日）

ソーシャルワーク実習指導（該当者のみ）

第1回目	2027年4月17日（土）・18日（日）
第2回目	2027年8月22日（日）
第3回目	2027年11月14日（日）

短期養成課程

Webexによるオリエンテーション（全員対象）：2027年4月11日（日）

ソーシャルワーク演習（全員必修）

第1回目	2027年5月15日（土）・16日（日）
第2回目	2027年7月31日（土）・8月1日（日）
第3回目	2027年10月23日（土）・24日（日）

ソーシャルワーク実習指導（該当者のみ）

第1回目	2027年4月17日（土）・18日（日）
第2回目	2027年8月22日（日）
第3回目	2027年11月14日（日）

ソーシャルワーク実習【該当者のみ】

入学の前日（3月31日）までに指定施設において相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要となります。

相談援助業務の実務経験が出願時に必要年数未満の方は、「実務経験証明書（申告）[\[見込み\]](#)」を提出して、必要年数を年経過した後に「実務経験証明書（申告）」と「実務経験証明書（個票）」を提出してください。なお、実務経験の年数は4月1日入学の前日（3月31日）までに満たす必要があります。

本校の指定施設で240時間以上行うものとし、その内訳は一つの実習施設で180時間（標準23日）以上、機能が異なるもう一つの実習施設で60時間（標準8日）以上の実習が必要となります。

一般養成課程（1年6ヵ月）では2027年6月～2028年3月までの期間内に実習を行います。一般養成課程（1年）及び短期養成課程では2027年5月～11月までの期間内に実習を行います。

※実習日程については実りある実習をしていただくために、原則として平日の週5日連続、又は平日の週4日以上とします。ソーシャルワーク実習希望調査書等をもとに、当学科から実習施設を提供できる方を対象とします。ただし、実習施設の受入状況が優先されますので、出願者の希望通りになるとは限りません。

ソーシャルワーク実習免除規定

入学前日までに指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験証明書（申告）」と「実務経験証明書（個票）」を提出することにより、本課程の修了に必要なソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習指導の履修が免除されます。

入学前日までに精神保健福祉士養成課程における実習または、介護福祉士養成課程における介護実習を履修されている方は、「ソーシャルワーク実習（精神保健福祉援助実習）・介護実習履修証明書」を提出することによって、機能が異なるもう一つの実習施設（60時間）が免除されます。

指定施設における相談援助業務の範囲

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社席第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

なお、厚生労働省が定める相談援助業務の対象外施設・職種での実務経験については、厚生労働省へ個別認定を申請する制度がありますが、当学科ではこの個別認定手続きの取り扱いはありません。

※（公財）社会福祉振興・試験センター ホームページ2026年6月1日現在のものを掲載しています。

根拠法	施設	施設種類	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード		コード	
児童福祉法	児童分野			
	1	児童相談所	A	児童福祉司
			B	児童心理司
			C	受付相談員
			D	相談員
			E	電話相談員
			F	児童指導員
			G	保育士
	2	母子生活支援施設	A	母子支援員、母子指導員
			B	少年指導員（少年を指導する職員）
			C	個別対応職員
			D	自立支援担当職員
			E	保育士
	3	児童養護施設	A	児童指導員
			B	保育士
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	職業指導員
			F	里親支援専門相談員
			G	自立支援担当職員
	4	障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
			C	児童発達支援管理責任者
			D	心理担当職員
	5	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
	6	知的障害児通園施設	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
	7	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
	8	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
	9	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	A	児童指導員
			B	保育士
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	自立支援担当職員
	10	重症心身障害児施設	A	★児童指導員（注意2）
			B	★保育士（注意3）
			C	心理指導員（心理指導を担当する職員）
	11	児童自立支援施設	A	児童自立支援専門員
			B	児童生活支援員
			C	個別対応職員
			D	家庭支援専門相談員
			E	職業指導員
			F	自立支援担当職員

根拠法	施設	施設種類		職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード			コード	
児童福祉法	12	児童家庭支援センター		A	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)
	13	里親支援センター		A	里親制度等普及促進担当者
				B	里親等支援員
				C	里親研修等担当者
				D	家庭支援専門相談員
				E	自立支援担当職員
				F	養親等相談支援員
				G	市町村連携支援員
				H	レスパイト・ケア担当職員
	14	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行なう施設	A	★指導員（注意1）
				B	★児童指導員（注意2）
				C	★保育士（注意3）
				D	児童発達支援管理責任者
				E	★障害福祉サービス経験者（注意4）
				F	機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
			放課後等デイサービス事業を行なう施設	G	★指導員（注意1）
				H	★児童指導員（注意2）
				I	★保育士（注意3）
				J	児童発達支援管理責任者
				K	機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）
				L	★障害福祉サービス経験者（注意4）
			居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	M	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る）（注意1）
				N	児童発達支援管理責任者
			保育所等訪問支援事業を行なう施設	O	★訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当者職員に限る）（注意1）
				P	児童発達支援管理責任者
	15	障害児相談支援事業		A	相談支援専門員
				B	相談支援員
	16	乳児院		A	児童指導員
				B	保育士
				C	個別対応職員
				D	家庭支援専門相談員
				E	里親支援専門相談員
	17	医療型児童発達支援事業を行なう施設		A	★児童指導員（注意2）
				B	★保育士（注意3）
C				児童発達支援管理責任者	
D				機能訓練担当職員（心理担当職員に限る）	
18	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		A	★児童指導員（注意2）	
			B	★保育士（注意3）	
19	児童自立生活援助事業を行なっている施設		A	相談援助業務を行なっている指導員	
			B	個別対応職員	
			C	自立支援担当職員	
20	地域子育て支援拠点事業を行なっている施設		A	相談援助業務を行なっている職員	
21	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所		A	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	
22	養育支援訪問事業を行なっている事業所		A	訪問支援者	
23	児童厚生施設（児童遊園を除く）		A	職員のうち相談援助業務を行なっている者	
24	親子再統合支援事業を行なっている事業所		A	相談援助業務を行なっている職員	
25	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所		A	支援コーディネーター	
			B	生活相談支援員	
			C	就労相談支援員	
26	妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所		A	支援コーディネーター	
			B	母子支援員	
27	子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所		A	訪問支援員	
28	児童育成支援拠点事業を行なっている事業所		A	相談援助業務を行なっている職員	
29	こども家庭センター		A	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	
			B	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	

根拠法	施設 コード	施設種類		職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
				コード	
児童福祉法	29	こども家庭センター		C	統括支援員
	30	地域子育て相談機関		A	相談支援業務を行なっている職員
	31	妊産婦等包括相談支援事業を行なう事業所		A	相談支援業務を行なっている職員
老人福祉法	32	民間あっせん機関		A	養子縁組あっせん責任者
				B	相談員
その他	33	利用者支援事業を行なっている施設		A	相談援助業務を行なっている職員
	34	児童デイサービス事業（障害児通園事業）		A	相談援助業務を行なっている職員（相談員）
	35	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員
	36	心身障害児総合通園センター		A	相談援助業務を行なっている職員
	37	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業		A	相談援助業務を行なっている職員
	38	重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設		A	★児童指導員（注意2）
				B	★保育士（注意3）
	39	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		A	スクールソーシャルワーカー
	40	子ども家庭総合支援拠点		A	相談援助業務を行なっている職員
	41	医療的ケア児支援センター		A	医療的ケア児等コーディネーター

- （注意1）「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- （注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- （注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- （注意4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。
- ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

介護保険法

高齢者分野					
42	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	A	生活相談員	
			B	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		介護老人保健施設	C	支援相談員	
			D	相談指導員	
		介護医療院	E	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
			F	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
		指定介護療養型医療施設	G	介護支援専門員 （配置基準により配置されている資格保有者に限る）	
43	地域包括支援センター	A	包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注意5） （保健師、主任介護支援専門員等）		
44	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行 なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行な う施設 を含む	A	生活相談員		
		B	計画作成担当者		
45	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設（注意6） ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む	A	生活相談員		

根拠法	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として認められる職種
介護保険法	46	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む	A	生活相談員
	47	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	A	支援相談員
	48	指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	A	支援相談員
	49	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	A	オペレーター
	50	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	A	オペレーションセンター従業者
	51	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	A	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	52	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	A	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	53	指定複合型サービスを行なう施設	A	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	54	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	A	生活相談員
			B	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	55	居宅介護支援事業を行なっている事業所	A	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)
	56	介護予防支援事業を行なっている事業所	A	担当職員
	57	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	A	担当職員
老人福祉法	58	養護老人ホーム	A	生活相談員
	59	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	A	生活相談員
	60	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウスを含む	A	生活相談員
			B	主任生活相談員
	61	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	A	相談・指導を行なう職員
	62	老人短期入所施設	A	生活相談員
	63	老人デイサービスセンター	A	生活相談員
	64	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	A	相談援助業務を行なっている職員
	65	有料老人ホーム	A	生活相談員
	66	高齢者総合相談センター	A	相談援助業務を行なっている相談員
その他	67	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	A	生活援助員
	68	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている生活援助員
	69	サービス付き高齢者向け住宅	A	相談援助業務を行なっている職員

(注意5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

(注意6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。

根拠法	施設	施設種類	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種			
	コード		コード				
障害者分野							
身体障害者福祉法	70	身体障害者更生相談所	A	身体障害者福祉司			
			B	心理判定員			
			C	職能判定員			
			D	ケース・ワーカー			
71	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター	A	身体障害者に関する相談に応ずる職員				
72	点字図書館	A	相談援助業務を行なっている職員				
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	73	精神保健福祉センター	A	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）			
			B	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）			
			C	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）			
			D	心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）			
知的障害者福祉法	74	知的障害者更生相談所	A	知的障害者福祉司			
			B	心理判定員			
			C	職能判定員			
			D	ケース・ワーカー			
障害者総合支援法	75	障害者支援施設	A	★生活支援員（注意7）			
			B	就労支援員			
			C	サービス管理責任者			
	76	地域活動支援センター	A	★指導員（注意7）			
	77	福祉ホーム	A	管理人			
	78	基幹相談支援センター	A	相談援助業務を行なっている職員			
	79	身体障害者更生援護施設	A	★生活支援員（注意7）			
					身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設		
					身体障害者療護施設	B	★生活支援員（注意7）
					身体障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	C	★生活支援員（注意7）
	身体障害者福祉工場	D	★指導員（注意7）				
	80	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	A	精神保健福祉士		
				B	精神障害者社会復帰指導員		
			精神障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	C	精神保健福祉士		
				D	精神障害者社会復帰指導員		
			精神障害者福祉工場	E	精神保健福祉士		
	精神障害者福祉ホーム	F	精神障害者社会復帰指導員				
	81	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	A	★生活支援員（注意7）		
				知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）	B	★生活支援員（注意7）	
					C	★生活支援員（注意7）	
	知的障害者通所寮	C	★生活支援員（注意7）				

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（期限付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

根拠法	施設 コード	施設種類		職種 コード	相談援助業務の実務経験として認められる職種
障害者総合支援法	82	障害福祉 サービス事業	生活介護を行なう施設	A	★生活支援員（注意7）
				B	サービス管理責任者
			自立訓練を行なう施設 （機能訓練、生活訓練）	C	★生活支援員（注意7）
				D	サービス管理責任者
			就労移行支援を行なう施設 （認定就労移行支援を含む）	E	★生活支援員（注意7）
				F	就労支援員
				G	サービス管理責任者
				H	職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）
			就労継続支援を行なう施設 （A型、B型）	I	★生活支援員（注意7）
				J	サービス管理責任者
				K	職業指導員（相談援助を行なう場合に限る）
			就労定着支援を行なう施設	L	就労定着支援員
				M	サービス管理責任者
			自立生活援助を行なう施設	N	地域生活支援員
				O	サービス管理責任者
	83	地域生活 支援事業	療養介護を行なう施設	P	相談援助業務を行なっている職員
			短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	Q	相談援助業務を行なっている職員
			重度障害者等包括支援を行な う施設	R	相談援助業務を行なっている職員
			共同生活介護を行なう施設	S	相談援助業務を行なっている職員
			共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	T	相談援助業務を行なっている職員
			身体障害者自立支援事業を行 なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員
			日中一時支援事業を行なっ ている施設	B	相談援助業務を行なっている職員
			障害者相談支援事業を行なっ ている施設	C	相談援助業務を行なっている職員
	84	一般相談支援事業所		A	相談支援専門員
	85	特定相談支援事業所		A	相談支援専門員
				B	相談支援員
	86	相談支援事業を行なう施設		A	相談支援専門員
のぞみ の園	87	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」		A	相談援助業務を行なっている指導員
				B	相談援助業務を行なっているケースワーカー
発達障 害者支 援法	88	発達障害者支援センター		A	相談支援を担当する職員
				B	就労支援を担当する職員
障害者の雇用の促進等に 関する法律	89	広域障害者職業センター		A	障害者職業カウンセラー
	90	地域障害者職業センター		A	障害者職業カウンセラー
				B	職場適応援助者
	91	障害者雇用支援センター		A	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、 第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員
	92	障害者就業・生活支援センター		A	主任就業支援担当者
				B	就業支援担当者
				C	主任職場定着支援担当者
				D	生活支援担当職員

根拠法	施設	施設種類	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード		コード	
職業安定法	93	公共職業安定所	A	精神・発達障害者雇用トータルサポーター
			B	障害学生等雇用トータルサポーター
その他	94	知的障害者福祉工場	A	相談援助業務を行なっている指導員
	95	聴覚障害者情報提供施設	A	相談援助業務を行なっている職員
	96	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	A	地域体制整備コーディネーター
			B	地域移行推進員
	97	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	A	地域体制整備コーディネーター
			B	地域移行推進員
	98	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	99	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	100	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	A	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
101	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	A	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者	
その他の分野				
地域保健法	102	保健所	A	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
			B	精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
			C	精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
			D	心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
医療法	103	病院・診療所	A	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
			B	退院後生活環境相談員
生活保護法	104	救護施設	A	生活指導員
	105	更生施設	A	生活指導員
	106	授産施設	A	指導員 （作業指導員、職業指導員を除く）
	107	宿所提供施設	A	指導員 （作業指導員、職業指導員を除く）
	108	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	A	就労支援員
	109	子どもの進路選択支援事業を行なっている事業所	A	支援員
	110	被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	A	被保護者就労準備支援担当者
	111	被保護者家計改善支援事業を行なっている事業所	A	家計改善支援員
	112	被保護者地域居住支援事業を行なっている事業所	A	居住支援員
			A	生活支援員
生活困窮者自立支援法	114	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 子どもの学習・生活支援事業を行なっている事業所	B	生活支援提供責任者
			A	主任相談支援員
			B	相談支援員
			C	就労支援員
			D	就労支援準備担当者
			E	家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
			F	住まい相談支援員
社会福祉法	115	福祉事務所	A	査察指導員（指導監督を行なう職員）
			B	身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）
			C	知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）

根拠法	施設	施設種類	職種	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	コード		コード	
社会福祉法	115	福祉事務所	D	老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）
			E	現業員・ケースワーカー
			F	家庭児童福祉主事
			G	家庭相談員
			H	面接相談員
			I	女性相談支援員
			J	母子・父子自立支援員、母子相談員
			K	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員
			L	生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
			M	生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの進路選択支援事業に従事する支援員
	N	生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に従事する被保護者就労準備支援担当者		
	O	生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者家計改善支援事業に従事する家計改善支援員		
	P	生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者地域居住支援事業に従事する居住支援員		
116	隣保館	A	相談援助業務を行なっている指導職員	
117	都道府県社会福祉協議会	A	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	
		B	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	
118	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	A	専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）	
		B	福祉活動専門員	
		C	相談援助業務を行なっている職員（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。）	
119	女性相談支援センター	A	相談支援員	
		B	心理支援員	
		C	女性相談支援員	
120	女性自立支援施設	A	入所者の自立支援を行なう職員	
121	母子健康包括支援センター	A	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	
122	産後ケア事業を実施する施設	A	相談に応ずる職員	
123	配偶者暴力相談支援センター	A	女性相談支援員	
124	母子・父子福祉センター	A	母子及び父子の相談を行なう職員	
刑事収容施設法	125	刑事施設	A	刑務官
			B	法務教官
			C	法務技官（心理）
			D	福祉専門官
少年院法	126	少年院	A	法務教官
			B	法務技官（心理）
			C	福祉専門官
少年鑑別所法	127	少年鑑別所	A	法務教官
			B	法務技官（心理）
更生保護法	128	地方更生保護委員会	A	保護観察官
			B	社会復帰調整官
	129	保護観察所	A	保護観察官
			B	社会復帰調整官
更生保護事業法	130	更生保護施設	A	補導主任
			B	補導員
			C	福祉職員
			D	薬物専門職員

根拠法	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として認められる職種
所法裁	131	家庭裁判所	A	家庭裁判所調査官
労働者災害補償保険法	132	労災特別介護施設	A	相談援助業務を行なっている指導員
難病の患者に対する医療等に関する法律	133	難病相談支援センター	A	難病相談支援員
成年後見制度の利用の促進に関する法律	134	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	A	相談援助業務を行なっている職員
その他	135	就業支援事業を行なっている施設（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業）	A	相談援助業務を行なっている相談員
	136	母子・父子自立支援プログラム策定事業	A	母子・父子自立支援プログラム策定員
	137	就業支援専門員配置等事業	A	就業支援専門員
	138	地域福祉センター	A	相談援助業務を行なっている職員
	139	就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	A	就労支援員
	140	ひきこもり地域支援センター	A	ひきこもり支援コーディネーター
			B	その他相談援助業務を行なっている職員
	141	地域生活定着支援センター	A	相談援助業務を行なっている職員
	142	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	A	相談援助業務を行なっている相談員
	143	ホームレス自立支援センター	A	生活相談指導員
	144	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	A	相談援助業務を行なっている職員
	145	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	A	相談援助業務を行なっている職員
	146	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	A	主任相談支援員
			B	相談支援員
			C	就労支援員
			D	家計相談支援員
	147	地域居住支援事業を行なっている事業所	A	相談援助業務を行なっている職員
	148	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	A	支援コーディネーター
	149	地域若者サポートステーション	A	相談援助業務を行なっている職員
	150	子ども・若者総合相談センター	A	相談援助業務を行なっている職員
現在廃止事業の分野				
	151	重度身体障害者更生援護施設	A	生活支援員
			B	生活指導員
	152	身体障害者福祉ホーム	A	管理人
	153	精神障害者地域生活支援センター	A	精神保健福祉士
			B	精神障害者社会復帰指導員
	154	経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	A	相談援助業務を行なっている職員
	155	精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員
	156	知的障害者デイサービスセンター	A	指導員
			B	生活指導員
			C	相談援助業務を行なっている職員
	157	知的障害者福祉ホーム	A	管理人
	158	身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている職員

根拠法	施設 コード	施設種類	職種 コード	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	159	障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている職員
	160	障害者デイサービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	A	相談援助業務を行なっている職員
	161	経過的デイサービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	A	相談援助業務を行なっている職員
	162	「障害者110番」運営事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている相談員
	163	知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている職員
	164	高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	A	生活援助員
	165	家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業（中央児童相談所において実施する事業）	A	電話相談員
	166	ヴィエトナム難民収容施設（日本赤十字社が設置するもの）	A	相談援助業務を行なっている指導員
	167	子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている相談員
	168	乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	A	相談援助業務を行なっている相談員
	169	すこやかテレホン事業（青少年相談センターにおいて実施する事業）	A	相談援助業務を行なっている相談員
	170	知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業（都道府県・指定都市等において実施する事業）	A	相談援助業務を行なっている相談員
	171	地域子育て支援センター事業を行なっている施設	A	相談援助業務を行なっている職員

※次に掲げる職種は、社会福祉士の受験資格とはなりません。

社会福祉施設や病院・診療所の

- ・医師、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手
- ・介護職員、作業指導員、訪問介護員（ホームヘルパー）
- ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・調理員、事務員、運転手

実務経験証明書(申告)・実務経験証明書(個票)記入例

出願者記入

実務経験証明書(申告)

2026 年 9 月 1 日

学校法人 穴吹学園
穴吹医療大学校 学校長殿

フリガナ タカ マツ タ ロウ
氏 名 高 松 太 郎

住 所 香川県高松市西の丸町
14-10

「実務経験証明書(申告)」は出願者が記入する。
実務経験を有する方は、実務経験証明書(申告)または実務
経験証明書(申告) 見込み を必ず提出してください。

私の相談援助に関する実務経験を以下のとおり申告します。

所属している(していた) 施設種類 (注②を参照)	職 種	コード		期 間	証明権者 (法人名・施設名・代表者名)
		施 設	職 種		
介護保険施設 指定介護老人福祉施設	生活相談員	29	A	2020年4月1日～ 現在に至る年月日 (6年5ヵ月)	社会福祉法人 穴吹会 理事長穴吹一郎
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	
				年月日～ 年月日 (年月ヵ月)	

証明権者は施設・機関の代表者を記入してください。

現在も勤務中の場合は「現在に至る」と記入してください。

職種は、P11～P20の「指定施設における相談援助業務
の範囲」に記載されたとおりに記入してください。実務経
験証明書と一致していることに注意してください。

① 上記の記載内容は「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致することが必要です。
② 施設種類及び職種はP11～P20の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりの施設種類、
職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。
③ 入学資格区分②、③、⑥、⑦、⑧の方の実務経験は短大等の養成機関卒業後の実務経験に限ります。

証明権者記入

実務経験証明書(個票)

学校法人 穴吹学園
穴吹医療大学校 学校長殿

フリガナ タカ マツ タ ロウ
氏 名 高 松 太 郎

生年月日(年齢)
1985 年 4 月 2 日生
(満 41 歳)

施設種類
(注②を参照) 介護保険施設 指定介護老人福祉施設

職 種
(注②を参照) 生活相談員

※(1)または(2)に記入

(1) 在職者
上記の者は 2020 年 4 月 1 日より当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていることを本職の責任において証明します。

(2) 証明を受ける事業所で、現在勤務していない方
上記の者は 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていたことを本職の責任において証明します。

2026 年 9 月 1 日

所在地 香川県高松市錦町1-22-23

法人名・施設名 社会福祉法人 穴吹会 特別養護老人ホームあなぶき

電話番号 * * * * - * * - * * * *

代表者(職・氏名) 理事長 穴 吹 一 郎

公 印

「実務経験証明書(個票)」は証明権者が記入する。
実務経験を有する方は、「実務経験証明書(個票)」を必ず提出してください。
「実務経験証明書(申告) 見込み」を提出した方は、実務経験が1年経過した後に「実務経験証明書(申告)」および「実務経験証明書(個票)」を速やかに提出してください。

P11～P20の「指定施設における相談援助業務の範囲」
に記載されたとおりに記入してください。

証明権者は代表者を記入してください。

① 上記の記載内容は「実務経験証明書(申告)」の記載内容と一致することが必要です。
② 施設種類及び職種はP11～P20の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりに記入してください。
③ 証明内容を訂正した場合は公印を押印してください。なお、修正済による訂正は認められません。
④ 本証明書は職種ごとに1カ所の施設・機関につき1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。

入学願書等記入例

切り取り線

※二親等(親、兄弟姉妹等)
四親等(おじ、おば、いとこ等)

受付年月日	西暦	年	月	日
受付番号				
提出年月日	西暦	年	月	日

太枠内を記入して下さい。

フリガナ										
氏名	(旧姓) (印)									
生年月日	西暦	年	月	日生(満	歳)					
現住所	〒 -									
※都道府県から記入	日中連絡が 取れる連絡先	()	Eメール (※必須)							
勤務先	法人名(設置主体)		勤務先名称							
	職種	所在地	電話							
最終学歴	学校名	修業年限	学部・学科・専攻							
		年制								
	入学年月日	卒業(卒業見込み)年月日								
	西暦	年	月	日	西暦	年	月	日	卒業	卒業見込み
職歴	就業期間			勤務先	職種					
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
資格	保健・医療・福祉に関する資格				取得年月日					
					西暦	年	月	日		
					西暦	年	月	日		
入学資格 (該当欄に ☑をして ください)	☐ (1) 4年制大学等卒業 ☐ (2) 3年制短大等卒業+相談援助実務1年以上 ☐ (3) 2年制短大等卒業+相談援助実務2年以上 ☐ (4) 相談援助実務4年以上		実習の有無 (該当欄に ☑をして ください)	☐ 実習免除者 ☐ 実習該当者						
入学優遇 制 度	(1) 穴吹カレッジグループ(□本人 □二親等以内 □四親等以内) 親族氏名() 生年月日(西暦 年 月 日) あなたとの関係() 親族の在籍した学校名() 学科名()(入学年度:西暦 年) □卒業 □在籍中 ※卒業証明書等を添付して下さい。(本校精神保健福祉学科通信課程を除く)									
	(2) 社会福祉学科・精神保健福祉学科指定の実習施設等に勤務 □施設名()									
進学説明会への参加	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
事前審査への出席	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
第2希望学科・課程 ※希望者のみ	☐ 精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程									

顔写真貼付欄

1. 正面上半身脱帽
及び背景無地
2. 縦4cm、横3cm
3. 撮影後3ヵ月以内

切り取り線

※学校記入欄

実習	無 ・ 有(240時間 ・ 180時間)	入学金免除	5万 ・ 2.5万 ・ 無	選考結果	合 ・ 否
進学説明会への参加	無 ・ 有 (参加日) 月 日				
事前審査への出席	無 ・ 有 (出席日) 月 日				

受付年月日	西暦	年	月	日
受付番号				
提出年月日	西暦	年	月	日

太枠内を記入して下さい。

フリガナ										
氏名	(旧姓) (印)									
生年月日	西暦	年	月	日生(満	歳)					
現住所	〒 -									
※都道府県から記入	日中連絡が 取れる連絡先	()	Eメール (※必須)							
勤務先	法人名(設置主体)		勤務先名称							
	職種	所在地	電話							
最終学歴	学校名	修業年限	学部・学科・専攻							
		年制								
	入学年月日	卒業(卒業見込み)年月日								
	西暦	年	月	日	西暦	年	月	日	卒業	卒業見込み
職歴	就業期間			勤務先	職種					
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
資格	保健・医療・福祉に関する資格			取得年月日						
				西暦	年	月	日			
				西暦	年	月	日			
入学資格 (該当欄に ☑をして ください)	☐ (1) 4年制大学等卒業 ※ ☐ (2) 3年制短大等卒業 + 相談援助実務1年以上 ※ ☐ (3) 2年制短大等卒業 + 相談援助実務2年以上 ※ ☐ (4) 相談援助実務4年以上 ※				+	☐ (5) 精神保健福祉士養成課程修了者 ※(1)～(4)のいずれか1つと(5)に ☑をしてください。		実習の有無 (該当欄に ☑をして ください)	☐ 実習免除者 ☐ 実習該当者	
入学優遇 制 度	(1) 穴吹カレッジグループ (□本人 □二親等以内 □四親等以内) 親族氏名 () 生年月日 (西暦 年 月 日) あなたとの関係 () 親族の在籍した学校名 () 学科名 ()(入学年度: 西暦 年) □卒業 □在籍中 ※卒業証明書等を添付して下さい。(本校精神保健福祉学科通信課程を除く)									
	(2) 社会福祉学科・精神保健福祉学科指定の実習施設等に勤務 □施設名 ()									
進学説明会への参加	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
事前審査への出席	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
第2希望学科・課程 ※希望者のみ	☐ 社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年6ヵ月)									

顔写真貼付欄

1. 正面上半身脱帽
及び背景無地
2. 縦4cm、横3cm
3. 撮影後3ヵ月以内

切り取り線

※学校記入欄

実 習	無 ・ 有	入学金免除	5万 ・ 2.5万 ・ 無	選考結果	合 ・ 否
進学説明会への参加	無 ・ 有 （参加日）		月	日	
事前審査への出席	無 ・ 有 （出席日）		月	日	

受付年月日	西暦	年	月	日
受付番号				
提出年月日	西暦	年	月	日

太枠内を記入して下さい。

フリガナ										
氏名	(旧姓) (印)									
生年月日	西暦	年	月	日生(満	歳)					
現住所	〒 -									
※都道府県から記入	日中連絡が 取れる連絡先	()	Eメール (※必須)							
勤務先	法人名(設置主体)		勤務先名称							
	職種	所在地	電話							
最終学歴	学校名	修業年限	学部・学科・専攻							
		年制								
	入学年月日	卒業(卒業見込み)年月日								
	西暦	年	月	日	西暦	年	月	日	卒業	卒業見込み
職歴	就業期間			勤務先	職種					
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
	西暦	年	月	日	～	年	月	日		
資格	保健・医療・福祉に関する資格			取得年月日						
				西暦	年	月	日			
				西暦	年	月	日			
入学資格 (該当欄に ☑をして ください)	☐ (1) 4年制大学等卒業(基礎科目履修) ☐ (2) 3年制短大等卒業(基礎科目履修) + 相談援助実務1年以上 ☐ (3) 2年制短大等卒業(基礎科目履修) + 相談援助実務2年以上 ☐ (4) 社会福祉主事養成機関修了 + 相談援助実務2年以上 ☐ (5) 児童福祉司、身体障害者福祉司、査察指導員、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事(実務4年以上)				実習の有無 (該当欄に ☑をして ください)	☐ 実習免除者 ☐ 実習該当者				
入学優遇 制度	(1) 穴吹カレッジグループ (□本人 □二親等以内 □四親等以内) 親族氏名 () 生年月日 (西暦 年 月 日) あなたとの関係 () 親族の在籍した学校名 () 学科名 ()(入学年度: 西暦 年) □卒業 □在籍中 ※卒業証明書等を添付して下さい。(本校精神保健福祉学科通信課程を除く)									
	(2) 社会福祉学科・精神保健福祉学科指定の実習施設等に勤務 □施設名 ()									
進学説明会への参加	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
事前審査への出席	無 ・ 有 (実習該当者は出願前の出席が必須)									
第2希望学科・課程 ※希望者のみ	☐ 社会福祉学科通信課程 一般養成課程(1年6ヵ月)				☐ 精神保健福祉学科通信課程 一般養成課程					

顔写真貼付欄

1. 正面上半身脱帽
及び背景無地
2. 縦4cm、横3cm
3. 撮影後3ヵ月以内

切り取り線

※学校記入欄

実 習	無 ・ 有	入学金免除	5万 ・ 2.5万 ・ 無	選考結果	合 ・ 否
進学説明会への参加	無 ・ 有 （参加日）			月	日
事前審査への出席	無 ・ 有 （出席日）			月	日

実務経験証明書(申告) 見込み

年 月 日



フリガナ

氏 名

印

住 所

私の相談援助に関する実務経験(見込み)を以下のとおり申告いたします。

実務経験が必要年数を経過した後に「実務経験証明書(申告)」及び「実務経験証明書(個票)」を提出します。

所属している(していた) 施設種類 (注)①を参照	職 種	コード		期 間	証明権者 (法人名・施設名・代表者名)
		施 設	職 種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	

(注)① 施設種類及び職種はP11～P20の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりの施設種類、職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。

② 入学資格区分(2)、(3)、(6)、(7)、(8)の方の実務経験は短大等の養成機関卒業後の実務経験に限ります。

実務経験証明書(申告)

年 月 日



フリガナ

氏 名

印

住 所

私の相談援助に関する実務経験を以下のとおり申告します。

所属している(していた) 施設種類 (注②を参照)	職 種	コード		期 間	証明権者 (法人名・施設名・代表者名)
		施 設	職 種		
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	
				年 月 日～ 年 月 日 (年 カ月)	

- (注①) 上記の記載内容は「実務経験証明書(個票)」の記載内容と一致することが必要です。
- ② 施設種類及び職種はP11～P20の「実務経験(指定施設における相談援助業務の範囲)」に記載されたとおりの施設種類、職種名及びコードを記入してください。それ以外の名称を記入されても入学選考の対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 入学資格区分(2)、(3)、(6)、(7)、(8)の方の実務経験は短大等の養成機関卒業後の実務経験に限ります。

実務経験証明書(個票)



フリガナ		生年月日(年齢)
氏 名		年 月 日生 (満 歳)
施設種類 (注) ①参照		
職 種 (注) ①参照		

※(1)または(2)に記入

(1) 在職者
上記の者は 年 月 日より当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていることを本職の責任において証明します。

(2) 証明を受ける事業所で、現在勤務していない方
上記の者は 年 月 日より 年 月 日まで当施設・機関において勤務し、相談援助を主たる業務として行っていたことを本職の責任において証明します。

年 月 日

所在地

法人名・施設名

電話番号

代表者(職・氏名)

公 印

(注)① 上記の記載内容は「実務経験証明書(申告)」の記載内容と一致することが必要です。
② 施設種類及び職種はP11～P20の「指定施設における相談援助業務の範囲」に記載されたとおりに記入してください。
③ 証明内容を訂正した場合は公印を押印してください。なお、修正液による訂正は認められません。
④ 本証明書は職種ごとに1カ所の施設・機関につき1通必要です。複数必要な場合はコピーしてご使用ください。

切り取り線

実習指導科目・実習科目履修証明書



フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、当大学等において以下のとおり修めたことを証明します。

実習指導科目

	ソーシャルワーク実習指導
	精神保健福祉援助実習指導

実習科目

	ソーシャルワーク実習
	精神保健福祉援助実習
	介護実習

※それぞれ該当する科目に○印を付けて下さい。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

※ 上記の実習を履修されている方は本証明書を提出することによって、本課程の修了に必要なソーシャルワーク実習の履修が一部免除されます。

切り取り線

ソーシャルワーク実習希望調査書

本希望調査書をもとに、当学科から実習施設を提供できるかの判断をいたします。回答内容と事実が異なる場合は実習施設を提供できない場合がありますので、正確にお答え頂きますようお願いいたします。また、実習施設の受入状況・都合が優先されますので、希望の通りになることを保障するものではありません。

内容に不明な点がある場合は当学科よりお問い合わせをする場合があります。

1. 実習内容

施設 I	いずれか1つを選択、○を付ける		180時間（標準23日間）を平日集中して行う
			180時間（標準23日間）を週4日以上平日行う
施設 II	いずれか1つを選択、○を付ける		60時間（標準8日間）を平日集中して行う
			60時間（標準8日間）を週4日以上平日行う
			実習なし（60時間免除あり）

※ 精神保健福祉士養成課程または、介護福祉士養成課程で実習を履修した方は施設Ⅱでの実習が免除され施設Ⅰのみでの実習となります。

※ 連続した週と月で実習を行います。

2. 実習日程

一般養成課程（1年6カ月）の実習期間は初年度の6月～翌年3月になります。一般養成課程（1年）・短期養成課程の実習期間は、5月～11月になります。実習に行くことができない月日がある場合は、以下に記入してください。

3. 自宅から遠方で実習を行うこと（片道1時間半以上の移動や宿泊を伴うことをいう）

a. 可 b. 否

4. 実習施設への車での移動

a. 可 b. 否

5. その他希望事項

6. 進学説明会への参加及び事前審査の出席日

（ 年 月 日 ）

社会福祉の専門職を志す実習生として、実習施設および利用者のご理解とご協力を得て実習が行えることを自覚し、社会福祉士に必要な価値、知識、技術を習得するために、貴校の実習ルールを遵守し、実習に意欲的かつ謙虚に取り組めます。

氏名 _____（自署）

精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目履修証明書

(平成21年3月まで)



[1年コース該当者]

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
指定科目		大学等における履修科目	
① 精神医学			
② 精神保健学			
③ 精神科リハビリテーション学			
④ 精神保健福祉論			
⑤ 社会福祉原論			
⑥ 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論 のうち1科目			
⑦ 精神保健福祉援助技術総論			
⑧ 精神保健福祉援助技術各論			
⑨ 精神保健福祉援助演習			
⑩ 精神保健福祉援助実習			
⑪ 医学一般			
⑫ 心理学、社会学、法学 のうち1科目			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

切り取り線

精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目履修証明書

(平成21年4月から平成24年3月まで)



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校 学校長殿

[1年コース該当者]

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
指定科目		大学等における履修科目	
① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目			
② 現代社会と福祉			
③ 地域福祉の理論と方法			
④ 社会保障			
⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度			
⑥ 福祉行財政と福祉計画			
⑦ 保健医療サービス			
⑧ 権利擁護と成年後見制度			
⑨ 精神医学			
⑩ 精神保健学			
⑪ 精神科リハビリテーション学			
⑫ 精神保健福祉論			
⑬ 精神保健福祉援助技術総論			
⑭ 精神保健福祉援助技術各論			
⑮ 精神保健福祉援助演習			
⑯ 精神保健福祉援助実習			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

切り取り線

精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目履修証明書

(平成24年4月1日以降)



[1年コース該当者]

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
指定科目		大学等における履修科目	
① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システムのうち1科目			
② 現代社会と福祉			
③ 地域福祉の理論と方法			
④ 社会保障			
⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度			
⑥ 福祉行財政と福祉計画			
⑦ 保健医療サービス			
⑧ 権利擁護と成年後見制度			
⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度			
⑩ 精神疾患とその治療			
⑪ 精神保健の課題と支援			
⑫ 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)			
⑬ 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)			
⑭ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開			
⑮ 精神保健福祉に関する制度とサービス			
⑯ 精神障害者の生活支援システム			
⑰ 精神保健福祉援助演習(基礎)			
⑱ 精神保健福祉援助演習(専門)			
⑲ 精神保健福祉援助実習指導			
⑳ 精神保健福祉援助実習			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者(職・氏名)

印

切り取り線

精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目履修証明書

(令和3年4月1日以降)



[1年コース該当者]

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
指定科目		大学等における履修科目	
① 医学概論			
② 心理学と心理的支援			
③ 社会学と社会システム			
④ 社会福祉の原理と政策			
⑤ 地域福祉と包括的支援体制			
⑥ 社会保障			
⑦ 障害者福祉			
⑧ 権利擁護を支える法制度			
⑨ 刑事司法と福祉			
⑩ 社会福祉調査の基礎			
⑪ 精神医学と精神医療			
⑫ 現代の精神保健の課題と支援			
⑬ ソーシャルワークの基盤と専門職			
⑭ 精神保健福祉の原理			
⑮ ソーシャルワークの理論と方法			
⑯ ソーシャルワークの理論と方法（専門）			
⑰ 精神障害リハビリテーション論			
⑱ 精神保健福祉制度論			
⑲ ソーシャルワーク演習			
⑳ ソーシャルワーク演習（専門）			
㉑ ソーシャルワーク実習指導			
㉒ ソーシャルワーク実習			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は、当大学等において精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

切り取り線

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

(平成21年4月1日以降)



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校 学校長殿

[短期養成課程該当者]

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
基礎科目		大学等における履修科目	
① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目			
② 社会調査の基礎			
③ 相談援助の基盤と専門職			
④ 福祉行財政と福祉計画			
⑤ 福祉サービスの組織と経営			
⑥ 社会保障			
⑦ 高齢者に対する支援と介護保険制度			
⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度			
⑨ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度			
⑩ 低所得者に対する支援と生活保護制度			
⑪ 保健医療サービス			
⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

切り取り線

社会福祉に関する基礎科目履修証明書

(令和3年4月1日以降)



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校 学校長殿

[短期養成課程該当者]

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏 名			
基礎科目		大学などにおける履修科目	
① 医学概論			
② 心理学と心理的支援			
③ 社会学と社会システム			
④ 社会福祉調査の基礎			
⑤ ソーシャルワークの基盤と専門職			
⑥ ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）			
⑦ 福祉サービスの組織と経営			
⑧ 社会保障			
⑨ 高齢者福祉			
⑩ 障害者福祉			
⑪ 児童・家庭福祉			
⑫ 貧困に対する支援			
⑬ 保健医療と福祉			
⑭ 権利擁護を支える法制度			
⑮ 刑事司法と福祉			
⑯ ソーシャルワーク演習			

※履修免除の場合は、空白にせず履修免除である旨を記入して下さい。

上記の者は当大学等において社会福祉に関する基礎科目を修めたことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名等

代表者（職・氏名）

印

切り取り線

小論文

※受付番号(学校記入欄)

2027年度 入学選考小論文課題

「社会福祉士をめざす動機及び援助対象者や地域にどのように関わっていきたいか」について750字以上800字以内で論述しなさい。

フリガナ	
氏 名	

[illegible]

切り取り線

切り取り線

この行までは書くこと ←

 20×20

穴吹医療大学校 社会福祉学科通信課程

どちらも出願書類に
同封すること

85円切手
を貼って
ください

郵便はがき

住所 〒

氏名 様

入学願書受付通知

いずれかに○印 をつけて下さい		
一般	1年6ヵ月	
	1年	
短期		

(ホームページからダウンロードして出願される方については、
郵便はがきの規格(重さが2g～6g)に納まるようにしてください。)

受 付 番 号	※学校記入
---------	-------



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校

社会福祉学科 通信課程

〒760-0020

香川県高松市錦町1-22-23

TEL 087-873-2455

切り
取り
線

切り取り線

85円切手
を貼って
ください

郵便はがき

住所 〒

氏名 様

入学手続完了通知

いずれかに○印 をつけて下さい		
一般	1年6ヵ月	
	1年	
短期		

(ホームページからダウンロードして出願される方については、
郵便はがきの規格(重さが2g～6g)に納まるようにしてください。)

受 付 番 号	※学校記入
---------	-------



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校

社会福祉学科 通信課程

〒760-0020

香川県高松市錦町1-22-23

TEL 087-873-2455

入学願書受付通知

出願者 各位

このたびは 本校 社会福祉学科 通信課程へ出願していただき、ありがとうございます。

貴殿より提出のあった出願書類を確認した結果、不備はありませんでしたので正式に受理しましたことをお知らせします。

つきましては、これより入学選考に移りますので、追って合否の通知が届きますまでお待ちください。

穴吹医療大学校

社会福祉学科通信課程入学事務局

本通知票をもって入学検定料5,000円の領収証とかえさせていただきます。	領収印
	5,000円

切り取り線

切り取り線

入学手続完了通知

合格者 各位

本校への入学にあたり、指定期日までに学費が納入されていることが確認できましたので、入学手続きが完了したことをお知らせします。

つきましては、2027年3月末に「学習の手引き」等の書類を発送しますので、しばらくお待ちください。

国家試験合格に向けて頑張りましょう。

穴吹医療大学校

社会福祉学科通信課程入学事務局

切手を
貼って
下さい

7 6 0 0 0 2 0

香川県高松市錦町1-22-23

簡
易
書
留



社会福祉学科通信課程入学事務局 行

出願書類在中

※いずれかに○印を付けて下さい	
	一般養成課程（1年6ヵ月コース）
	一般養成課程（1年コース）
	短期養成課程（9ヵ月コース）

入学資格によって出願書類が異なるため、この封筒の裏面を参照し、必要書類を同封してください。

差 出 人	住 所	〒 —
	氏 名	
	電 話 番 号	() —

出願書類確認表

出願資格によって必要書類が異なります。
(○:必要、△:該当者のみ、×:不要)

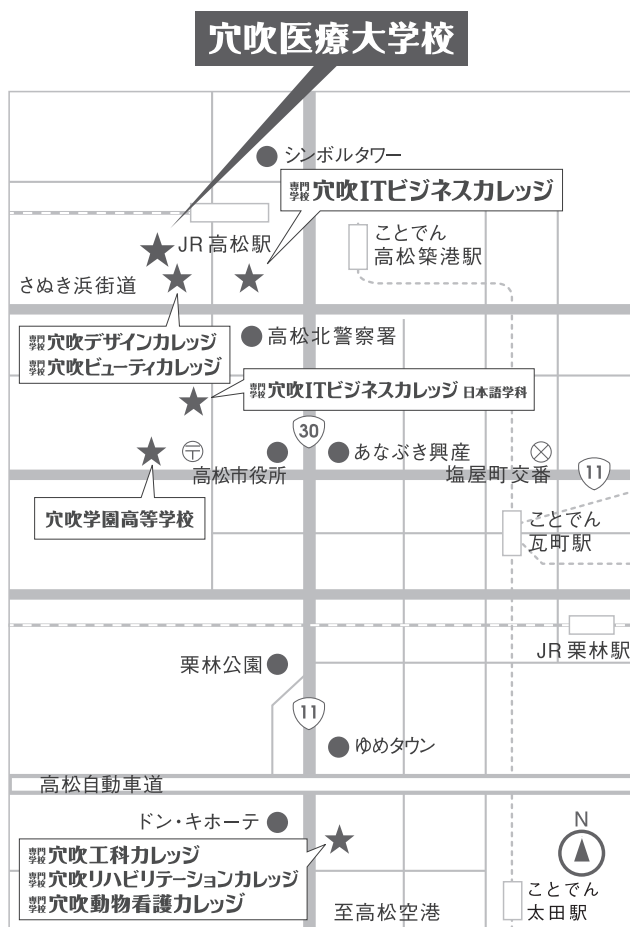
なお、入学優遇制度を利用する場合は、P5に記載の書類が別途必要です。

一般養成課程(1年6ヵ月コース・1年コース)

		(1)	(2)	(3)	(4)
		大学等 4年卒業	短大・ 専修学校等 3年卒業 ↓ 相談援助 実務1年	短大・ 専修学校等 2年卒業 ↓ 相談援助 実務2年	相談援助 実務4年
1	入学検定料(普通為替5,000円分)※無記名	○	○	○	○
2	入学願書	○	○	○	○
3	卒業(見込)証明書(大学等)	○	○	○	×
4	指定科目履修証明書	△	△	△	△
5	卒業(見込)証明書(精神保健福祉士養成校)	△	△	△	△
6	実務経験証明書(申告) 見込み	△	△	△	△
7	実務経験証明書(申告)	△	○	○	○
8	実務経験証明書(個票)	△	○	○	○
9	実習履修証明書	△	×	×	×
10	実習希望調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	×
11	小論文	○	○	○	○
12	入学願書受付通知・入学手続き完了通知※切手要	○	○	○	○
13	戸籍抄本(証明書と願書等の姓名が異なる場合)	△	△	△	△

短期養成課程

		(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
		大学等 4年卒業 基礎科目履修	短大・ 専修学校等 3年卒業 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務1年	短大・ 専修学校等 2年卒業 基礎科目履修 ↓ 相談援助 実務2年	社会福祉主事 養成機関 修了 ↓ 相談援助 実務2年	・児童福祉司 ・身体障害者 福祉司 ・査察指導員 ・知的障害者 福祉司 ・老人福祉指 導主事 実務4年
1	入学検定料(普通為替5,000円分)※無記名	○	○	○	○	○
2	入学願書	○	○	○	○	○
3	卒業(見込)証明書(大学等)	○	○	○	○	×
4	基礎科目履修証明書	○	○	○	×	×
5	実務経験証明書(申告) 見込み	△	△	△	△	△
6	実務経験証明書(申告)	△	○	○	○	○
7	実務経験証明書(個票)	△	○	○	○	○
8	実習希望調査書(実習該当者は必須)	△	×	×	×	×
9	小論文	○	○	○	○	○
10	入学願書受付通知・入学手続き完了通知※切手要	○	○	○	○	○
11	戸籍抄本(証明書と願書等の姓名が異なる場合)	△	△	△	△	△



学校法人 穴吹学園

穴吹医療大学校

厚生労働大臣指定 社会福祉士一般養成施設
 厚生労働大臣指定 社会福祉士短期養成施設
 厚生労働大臣指定 精神保健福祉士一般養成施設
 厚生労働大臣指定 精神保健福祉士短期養成施設

厚生労働大臣指定 看護師養成2年課程(通信制)
 厚生労働大臣指定 看護師養成所
 厚生労働大臣指定 歯科衛生士養成所
 厚生労働大臣指定 介護福祉士養成施設

〒760-0021

香川県高松市錦町1-22-23
 (JR高松駅より徒歩約3分、
 ことでん高松築港駅より徒歩約5分)

お問い合わせは ☎(087)873-2455(直通)または fukushi@anabuki.ac.jp

anabuki college group network



高松
穴吹ITビジネスカレッジ



高松
穴吹デザインカレッジ
穴吹ビューティカレッジ



高松
穴吹工科カレッジ



高松
穴吹リハビリテーションカレッジ



高松
穴吹動物看護カレッジ



高松
穴吹医療大学校

好きを極めてプロになる



穴吹学園は
中四国最大の
専門学校
グループです



徳島
専門学校 徳島穴吹カレッジ



福山
穴吹ビジネス専門学校



福山
穴吹国際みらい専門学校



福山
穴吹調理製菓専門学校



広島
穴吹デザイン専門学校